

(参考)

地域及び利用可能な周波数帯についての調査結果

「拡大版ユビキタス特区」においては、他の無線局に妨害を与えない範囲で次の周波数が利用可能である。

周波数を利用することができる期限は、特記されたものを除き、「拡大版ユビキタス特区」の期限である平成23年3月31日までである。

1 42GHz 帯

周波数	空中線電力の上限	利用条件等
42.0-42.5GHz	1W	

2 18GHz 帯

周波数	空中線電力の上限	利用条件等
①18.15-18.194GHz	1W	
②18.198-18.270GHz		
③19.401-19.444GHz		
④19.448-19.496GHz		
⑤19.504-19.520GHz		

3 5.8GHz 帯

周波数	空中線電力の上限	利用条件等
① 5770-5790MHz	0.1W	
② 5810-5830MHz		

4 1.5GHz 帯(携帯電話用周波数帯の一部)(注1)

周波数	空中線電力の上限	利用条件等
① 1443-1453MHz	50W	東名阪地域において利用している携帯電話に妨害を与えない地域での利用に限る。 平成22年3月31日までの利用に限る。
② 1491-1501MHz		

5 280MHz 帯(ポケットベル用周波数帯の一部)

周波数	空中線電力の上限	利用条件等
① 281.2625-281.8375MHz	50W	
② 285.0625-285.3375MHz		
③ 285.4625-285.7375MHz		
④ 278.10625-278.79375MHz		

6 VHF 帯・UHF 帯(地上テレビジョン放送用周波数帯の一部)(注2)

※北海道内及び沖縄県内の代表的な地域、並びに研究開発機関が集積している代表例として、横須賀市(横須賀リサーチパーク)、相楽郡精華町等(関西文化学術研究都市)及びつくば市(つくば研究学園都市)について調査したもの。これらの地域以外においては、VHF帯については、混信検討を行い、支障がなければ割り当てる。UHF帯については、地上デジタル放送の中継局(デジタル混信対策や山間地等の難視対策のため)用として利用する可能性があるため、割り当てない。

周波数	空中線電力の上限	利用可能な地域・利用条件等
① 102-108MHz	100W(旭川市は4W)	旭川市、石垣市
② 170-176MHz	20W	釧路市、旭川市、那覇市
③ 176-182MHz	300W(釧路市、旭川市、那覇市は20W)	釧路市、旭川市、帯広市、那覇市
④ 182-188MHz	20W	釧路市、旭川市
⑤ 188-194MHz	20W	函館市
⑥ 192-198MHz	20W	札幌市、函館市
⑦ 198-204MHz	20W	函館市
⑧ 204-210MHz	50W(札幌市は20W)	札幌市、小樽市
⑨ 512-518MHz	1W	横須賀市
⑩ 518-524MHz	0.1W	相楽郡精華町
⑪ 554-560MHz	1W	島尻郡久米島町
⑫ 584-590MHz	1W	札幌市
⑬ 656-662MHz	1W	つくば市
⑭ 710-716MHz	0.1W	つくば市、横須賀市、相楽郡精華町
⑮ 716-722MHz	0.1W	つくば市、横須賀市、相楽郡精華町
⑯ 722-728MHz	0.1W	つくば市、横須賀市

7 400MHz 帯

周波数	空中線電力の上限	利用可能な地域・利用条件等
①369.5255－369.7245MHz	50W	北海道管内に限る。
②387.5255－387.7245MHz		東北管内に限る。
③368.3－369.0MHz		関東管内に限る。
④386.3－387MHz		信越管内に限る。
⑤371.175－371.4625MHz		北陸、東海、近畿及び四国管内に限る。
⑥395.275－395.5625MHz		中国管内に限る。
⑦342.0625－342.1625MHz		九州管内に限る。
⑧358.875－358.975MHz		沖縄管内に限る。
⑨368.24－368.56MHz		
⑩386.24－386.56MHz		
⑪371.6875－372.0625MHz		
⑫395.7875－396.1625MHz		
⑬342.25－342.475MHz		
⑭358.75－358.975MHz		
⑮366.23125－366.4125MHz		
⑯384.23125－384.4125MHz		

8 150MHz 帯

周波数	空中線電力の上限	利用可能な地域・利用条件等
①143.792－143.988MHz	50W	北海道管内に限る。
②147.792－147.988MHz		
③146.19－146.24MHz		青森県、秋田県、宮城県に限る。
④146.26－146.31MHz		
⑤147.89－147.98MHz		東北管内(福島県については、茨城県、栃木県及び群馬県に隣接する地域を除く。)に限る。
⑥167.88－167.98MHz		信越管内に限る。
⑦168.18－168.28MHz		
⑧142.18－142.28MHz		北陸管内に限る。
⑨143.88－143.98MHz		北陸管内(石川県及び福井県を除く。)に限る。
⑩167.88－167.98MHz		北陸管内(富山県及び石川県を除く。)に限る。
⑪168.19－168.27MHz		北陸管内に限る。
⑫143.82－143.92MHz		東海管内(静岡県を除く。)に限る。
⑬167.78－167.88MHz		東海管内に限る。
⑭147.82－147.94MHz		和歌山県に限る。
⑮148.81－148.91MHz		近畿管内(和歌山県を除く。)に限る。
⑯168.18－168.28MHz		近畿管内に限る。
⑰143.89－144MHz		中国管内に限る。
⑱147.89－148MHz		
⑲143.80－143.98MHz		四国管内(徳島県、香川県の東部及び愛媛県の西部を除く。)に限る。
⑳147.84－147.98MHz		
㉑143.23－143.33MHz		大分県に限る。
㉒147.23－147.33MHz		
㉓143.29－143.39MHz		九州管内(大分県を除く。)に限る。
㉔147.29－147.39MHz		
㉕143.8－143.9MHz		沖縄管内に限る。
㉖147.8－147.92MHz		

なお、周波数等をあらかじめ公示することにより短期で免許処理が可能となる実験試験局については、以下の URL において利用可能な周波数等を公表している。

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/spexp/index.htm>

注1 1. 5GHz帯(携帯電話用周波数帯の一部)については、平成19年5月16日に周波数割当計画を変更し、平成22年4月1日以降、携帯電話(IMT-2000)及びエントランス回線用に利用することとなっている。

注2 地上テレビジョン放送用周波数帯のうち、アナログ放送終了後に空き周波数となる帯域の使用については、次のとおりである。

●90-108MHz及び205-222MHz

平成23年7月25日以降、テレビジョン放送以外の放送に利用する。

●170-205MHz

平成23年7月25日以降、自営通信に利用する。

●710-730MHzの周波数帯のうち10MHz幅

平成24年7月25日以降、高度道路交通システム(ITS)に利用する。

●710-770MHzの周波数帯のうちITS用およびガードバンド用として必要な周波数以外の周波数

平成24年7月25日以降、電気通信(携帯電話等)に利用する。